

予 算 審 査 特 別 委 員 会 記 録

＜歳入、総務部、警察本部＞

開催日時 平成29年3月13日（月） 10:02～13:42

開催場所 第1委員会室

出席委員 12名

森山 賀文 委員長

岡 史朗 副委員長

亀田 忠彦 委員

松本 宗弘 委員

田中 惟允 委員

西川 均 委員

清水 勉 委員

阪口 保 委員

中野 雅史 委員

太田 敦 委員

山本 進章 委員

粒谷 友示 委員

欠席委員 なし

出席理事者 松谷 副知事

一松 総務部長

長岡 危機管理監

安田 警察本部長

大久保 生活安全部長

福田 刑事部長

今谷 警備部長

星場 警務部長

ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事 2月定例県議会提出議案について

＜会議の経過＞

○森山委員長

ただいまから本日の会議を開きます。

本日は、理事者において森脇警察本部交通部長が欠席され、かわりに宮本警察本部交通部参事官が出席されていますので、ご了承願います。

それでは日程に従い、歳入、総務部、警察本部の審査を行います。

これより質疑に入ります。その他の事項も含めて質疑等があれば、ご発言願います。

なお、理事者の皆さんには、委員の質疑等に対して明確かつ簡潔に答弁をお願いします。

それでは、ご発言願います。

○阪口委員 総務部に2点の質問をします。

1点目は、議第23号、奈良県監査委員条例の一部を改正する条例についてですが、議第131号、監査委員の選出とリンクしていると思いますので、それについても触れます。

地方自治法第195条で監査委員の定数には定めがあり、条例の変更等で定数増も可能と把握しています。現行の本県の監査委員は4人で、代表監査委員が常勤監査委員で、あと非常勤監査委員と議会選出監査委員の計4人であると把握しています。今般、条例を改正して、監査委員を4人として、常勤監査委員を2人にする。それで、残りを議会選出監査委員2人と理解しているのでしょうか。その確認をします。

○柘井総務部次長（人事課長事務取扱） 常勤の監査委員を1人にするか2人にするかを知事が定めることができるようにする改正です。非常勤の議員の数は2人で変わりはありません。そういう改正です。

○阪口委員 既に監査委員の選出について、知事から議第131号で斎藤信一郎氏を選任したいという旨の提案がありますので、当然こちらの理解としては、現在、非常勤の欠員の監査委員を変えて常勤監査委員1人をふやすという理解をしていますが、間違っているのでしょうか。

○柘井総務部次長（人事課長事務取扱） 繰り返しになりますけれども、常勤を1人にするか2人にするかを知事が定めることができるようにする条例改正をご審議の上、ご承認いただきました上は、知事で常勤の監査委員を2人にしたいという議案です。

○阪口委員 これ以上、担当者に聞いても進みませんので、次の内容をお聞きします。

次は、非常勤監査委員の報酬と常勤監査委員の報酬についてお聞かせください。

○柘井総務部次長（人事課長事務取扱） 報酬ということでお答えします。

非常勤の給与は報酬のみで、年間約260万円です。常勤の給与は、給料が600万円

余り、地域手当が26万円余り、それと期末手当が260万円余りで、年間約920万円余りになります。以上です。

○**阪口委員** もう少し詳しく聞きますけれども、常勤監査委員ですと、4年務めますと退職手当も支給されると考えます。それと、今般の斎藤氏については、官舎の提供等もあると伺っていますが、それについて、わかる範囲でお聞かせください。

○**中田管財課長** 官舎の提供というご質問ですけれども、県職員が居住する公舎は、奈良県職員公舎管理規程に基づいて取り扱うことになっており、同規程第4条で、知事は、勤務の必要上居住を適当と認めるときは、当該申請者に対し、その居住を許可するものと規定されています。したがって、新たに監査委員になる方から申請がありましたら、規定に基づいて運用していくことになると考えています。以上です。

○**枘井総務部次長（人事課長事務取扱）** 退職手当についても条例に規定があり、退職の日における給料の月額にその者の勤続期間の年数を乗じて得た額に100分の55を乗じて得た額が退職手当として支払われることとなります。

○**阪口委員** 退職手当も支給されると理解しました。監査委員は特別職です。議員も特別職で、議員の場合は議員報酬10%削減をしています。それで、監査委員の特別職において、非常勤の監査委員を減らして常勤監査委員をふやすことになると、本県の支出する費用がふえるということです。わざわざ常勤監査委員をふやすという根拠、どういふことで条例改正を意図されているのか、お聞きをしたいと思います。

○**一松総務部長** 条例改正の趣旨のお尋ねですので、私からお答えします。

総務部次長からお答えしているとおおり、お願いしている条例改正については、常勤監査委員について、現行1人とされているものを、1人とするか2人とするか、知事が定めることができることとするものです。

改正をお願いする背景についてご説明します。

ちょうど先週の金曜日に、国のほうで監査制度の充実強化を図る地方自治法の改正が提出されました。監査委員に対して、知事が行う内部統制をチェックすること、監査基準を定め公表するといった新たな役割が監査委員に与えられることになりました。さらには、監査委員の権限が強化され勧告権が与えられるようになるとともに、監査報告について合議で決定されない場合であっても、各委員の意見を提出、公表できるようになります。体制面でも、常設または臨時の監査専門委員を置くこともできることとされ、常勤を含めた体制強化が図られる方向の法改正です。こうした法改正の方向性は、既に昨年3月に示さ

れました第31次地方制度調査会答申でも示されたとおりで、そこでは認識が書かれています。人口減少が進み、資源が限られている中で、地方自治体のガバナンスを強化し業務の適正性を確保するためには、監査制度の充実強化が不可欠であるとの地方制度調査会での答申です。当県では、このようなガバナンスの強化、県民への説明責任の強化は一刻も早く図るべきと考えており、この4月から3カ年の行政経営改革推進プログラムを策定することとし、庁内の内部統制の強化とともに、監査制度の充実強化を車の両輪として進めていきたいと考えています。行政経営改革推進プログラムについては、現在、パブリックコメントに付しているところです。本条例改正は県民への説明責任を強化して、行政経営の改革を推進していく観点から、今後の3年間の行政経営改革推進プログラムの一環としてお願いするものです。

他の都道府県の例ですが、既に8の都道府県で2人以上の常勤監査委員が就任されていまして、こうした地方自治法の改正の方向性とあわせて、当県のガバナンスの強化、県民への説明責任の強化の観点から条例改正にご理解を賜ればと思っています。

○阪口委員 今の説明は、第31次地方制度調査会の答申に、人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申を受けてという説明です。私も既に読んでいますが、確かにその答申の15ページでは、会計検査院の検査による地方公共団体の不適正な予算執行が指摘されたことを踏まえ、現行の監査制度をより有効に機能させるためという制度改正が記載されています。17ページでは、議会選出の監査委員も置かないことを選択肢としています。専門性のある識見監査委員に委ねるべきで、場合によれば議会選出の監査委員はなくなると。今般の条例改正は常勤監査委員だけで、第31次の答申を受けて、全体を改正していないわけです。

そこで、17ページのどこに常勤監査委員を増加すべきという提言が記載されているのか、お聞きをしたいと思います。

○一松総務部長 第31次地方制度調査会答申に関するお尋ねです。

15ページから18ページにかけ、監査の充実強化に対するご指摘をいただいたと認識しています。その中で、最初にご指摘のありました議選監査委員については、確かに今回の地方自治法でもそれを必置としないという法改正がなされていますが、その法改正の施行を受けて本県の対応を決めるべきものだと思います。その他の点については、ご指摘のように、監査委員の常勤の数をふやすべきだという、そのまま直接の記載はありませんが、先ほど申し上げたとおり、監査の独立性を高める方策、あるいは監査委員によるさ

まざまな専門性を高める方策の一つとしては専門監査委員を任命できることになっており、今回の法改正では、専門監査委員には常勤というのも法律上、明記されているところで、最終的な選択は当然それぞれの地方公共団体に委ねていると思いますが、体制強化という点については、明確なご指摘をいただいたと認識しています。

○**阪口委員** 現在は答申は出ていますけれども、この答申についての国会での法改正はできていないと認識しています。上程はしているのでしょうか。その辺については、理事者側が詳しいかと思しますので、ご説明していただきたい。

確かにガバナンスのあり方については、私たちが検討していくべきだと思います。答申についても、人口減少に向けての対応ということで、積極的な部分もありますので、検討していくべきだと思いますが、この答申は非常に多岐にわたりますので、常勤監査委員だけをどうのこうのではないので、今般の条例の改正は、法改正ができてからでもよいのではないかと考えますが、ご意見をお聞かせください。

○**一松総務部長** 最初にお尋ねがありました法改正の状況ですけれども、ご指摘のとおり、平成28年3月にまず、第31次地方制度調査会答申が出されて、それを受けて法案が提出されているわけですが、法案の提出日はちょうど先週の金曜日、3月10日ですので、法案の成立自体は、これから国会で審議されることになるということです。

そうした中で、どういう考え方に立っているかということでしたが、確かに第31次答申には多岐にわたる事項が書かれています。本県においては、その中で特に重要だと考えていますのは、ガバナンスの強化の観点からは、庁内における内部統制の強化と監査委員の充実だと思っています。したがって、先ほど説明したとおり、その2点については、本県においては先取りする形で平成29年度からの3年間の行政経営改革推進プログラムにおいて、車の両輪としてやっていくと。すなわち庁内のリスクを洗い出して、それについてしっかり内部統制を効かせていくということと、監査委員にもそこをしっかりとチェックしていただくことを両建てで、平成29年度からさせていただきたいという形で行政経営改革推進プログラムを策定している途上にあるということです。したがって、それにのっかって条例改正をお願いしているものです。

○**阪口委員** 今回の法改正が国会で、すんなり全て通るとも限らないと思うのです。私の手元に日本弁護士連合会がこの答申について、監査制度の見直しに関する意見書を平成28年6月16日に出しています。日本弁護士連合会が評価している部分と、批判をしている部分があります。説明していると長くなりますので省略をしますが、私は、法改正がで

きてから検討していくべきだと考えています。現状の常勤監査委員の実態は、本県の場合、県職員OBの天下りだと思うのです。その方が代表監査委員をしていると。それで、全国オンブズマンでは、県職員のOBが常勤監査委員に天下りすることによって、身内には甘くなる、独立性がない、税の無駄遣いの監視が難しくなると指摘をしています。今般、新たな常勤監査委員の斎藤氏は、調べましたら59歳ということで、会計検査院第5局長を退任されて本県に来られると。それも、国からの天下りではないかと思うのです。会計検査院の検査対象への天下りが現在、国会で問題になっていると。この経緯を見て考えていくと、国の会計検査院の天下り先を本県につくると。既に県職員OBも天下りになっていると。その辺について、問題があると考えていますが、ご意見をお聞かせください。

○一松総務部長 監査委員の構成については、長年の間、外部人材の活用、独立性を強化するべきであり、県職員OBの活用についてもさまざまご指摘があるところですが。そうした観点からも、本県としては、人事案件そのものはこの委員会に付託されることではないと承知してはいますが、そうした指摘も踏まえまして、独立性強化、ガバナンスの充実強化、チェックの強化という観点から、最適な人材を提案しているつもりでいます。

ご指摘の天下りについては、知事が本会議でも述べましたように、特定の民間企業・団体との癒着を通じて行政の公正性が損なわれること、さらには財政支出の増加、不必要な規制の温存につながることで、ひいては行政の無駄につながるものが弊害として指摘されています。そうしたことを受けて、国家公務員については、あっせんが禁止されており、今回、文部科学省において法律違反があったのではないかと国会で議論をされていると理解しています。

今回の件については、あくまでも本県のガバナンスの強化、県民への説明責任の強化、行政経営の改革の推進の観点から、条例改正とそれに合わせた人選を提案しているつもりでして、会計検査院と本県の間には、先ほど申し上げたように、癒着や財政支出の増加、不必要な規制の温存などという関係はありようもなく、むしろ知見を生かして的確な貢献をしていただくことにより、本県のガバナンスの強化に資することがあっても、天下りの弊害が生じるものではないと思っています。

プロセスとしても、今回の人事案については本県の責任において人選を行っているもので、会計検査院との間に天下り的な意味での働きかけは一切、会計検査院からは行われていません。そもそも都道府県への再就職については、国家公務員法の再就職あっせん禁止規定の対象外になっています。しかし、そのようなことを論じるまでもなく、天下り云々

のご指摘は全く当たらないと思っています。

○**阪口委員** 第31次地方制度調査会の答申は、監査の実効性等の向上を求めているわけです。それを言いつつ、結果的には常勤監査委員を県職員の天下りにする。そしてまた、会計検査院から天下りのポストをつくって、2人とも天下りの人を役職につけるということは、地方制度調査会の答申が求めていることとは結果的には逆のことになっているのではないかと考えています。私自身、2回、住民監査請求等をしましたけれども、なぜか知りませんが2度とも却下をされていると。結局、天下りをつくることで、市民目線の対応ができない結果になっているのではないかと考えています。これ以上、総務部長に質問していても時間をとりますので、この件については、知事に総括審査でご意見をお聞きしたいと思います。

2点目の質問は復命書のことで、出張した場合に、報告として復命書にどのような出張をしたかを記載すると聞いていますが、実態がどうなっているのか。軽易な場合は、復命書を書かなくてもよく口頭復命でいいと伺っていますが、その軽易と軽易でないという区別の判断基準をお聞かせください。

○**柘井総務部次長（人事課長事務取扱）** 実態というお話でしたけれども、委員がご承知のとおり、奈良県職員服務規程で定められています。その規程に従って、適切に処理されているものと考えています。

区別についても、出張した場合に旅費が支給されるものであり、旅行の事実に対して支払われます。これについては、各所属で旅行の確認もしていますし、会計課でもその確認がされています。さらに、監査委員においても適宜チェックがされていまして、先ほどの規程に基づき、復命書が作成されているかについてもしっかりチェックされることとなっています。そういう仕組みのもとで、復命書の作成なしで旅費が支払われている場合もあるかもしれませんが、それは直ちに問題であるとは考えていません。

○**阪口委員** 再度確認しますが、復命書を書くようにと、届けるようにという指導をされているということですか。

○**柘井総務部次長（人事課長事務取扱）** 服務規程のとおりです。復命書を提出し復命しななければならないと記載されており、ただし、緊急の場合または用務が軽易な事項である場合は口頭で復命することができるという規定になっていまして、服務規程ですので、そのとおり指導といたしますか、指示しているということです。

○**阪口委員** もう一つ聞いているのは、例えば北海道、東京等へ出張したら、かなり経費

がかかりますが、経費がかなりかかる場合は、軽易か軽易でないか、それがもう一つの判断基準になるのかを聞いているわけです。県の重要事項で出張した場合は、軽易ではないのか軽易なのか。どこをもって軽易としているのか、判断基準は複数あるかと思えますけれども、それらをお聞きしています。

○**枘井総務部次長（人事課長事務取扱）** 軽易かどうかは、実際にはケース・バイ・ケースであると。所属によっても考え方があろうかと思えますので、ケース・バイ・ケースになると思います。

○**阪口委員** 余りはっきりした答弁ではないかと思えます。当局に、県外出張した場合、復命書がある数とない数を聞けば、統計等も大変かと思えますので、聞きたい部局に質問をして、この件については終わっておきます。

○**清水委員** 通告3点と、通告をしていない点もありますが、順次お話をさせていただきます。

まず、今、阪口委員から議第23号に関連しての質問がありましたので、通告順位を変えて、あわせて私からも質問をします。

現状ですけれども、昨年の7月31日付で岸委員が辞職をされた。本当に一生懸命頑張っていたでいて、病気に負けられた。非常に残念ではありますが、現在、識見を有する監査委員が1名欠けた状態です。その中で、地方自治法第196条第2項には、識見を有する者のうちから選任される監査委員の数が2人以上である普通地方公共団体にあつては、少なくともその数から1を減じた人数以上は当該普通地方公共団体の職員で政令で定める者でなかった者でなければならないという規定があります。ということは、現状は、識見を有する委員は2から1名欠けているわけですから、1名の方がなくてはならないという規定に反している現状であると理解するのですが、その点についてご答弁いただきたいと思えます。

○**枘井総務部次長（人事課長事務取扱）** 確認させていただきたいと思えます。

○**清水委員** 確認というのか、法律を読めばそのとおりなので、2名から1名を減じると、1名は法律違反という状況になり得ると。これは明らかだと思いますが、例えば奈良県の監査委員条例の中で、識見を有する方が3名、議選が2名という形で、もしも5名であれば問題はないだろうかと思えますが、2から1を引けば、1です。その1の方が出身の地方公共団体の方を選任してはいけない。その状態を放置してはいけないという規定だと思うのです。その法文の理解について、総務部長、お答えいただけますか。

○一松総務部長 ご指摘のとおり地方自治法第196条第2項では、識見を有する者のうちから選任される監査委員の数が2人以上である普通地方公共団体にあつては、少なくともその数から1を減じた人数以上は、当該地方公共団体の職員で政令で定める者でなかった者でなければならないという規定にはなっています。ただ、今回の場合は、委員からもご指摘いただいたように病気による欠員という状況なので、こうした状態を直ちに治癒できるかどうかはおのずと限界があるわけですが、地方自治法第196条第2項の要請を満たす形にしなければいけない。当然、早くしなければいけないのは承知しているものと理解しています。

○清水委員 まさに今、総務部長から答弁いただいたとおりだと思います。法令違反に関して、例えば罰則の規定があるのかということ、罰則の規定もないのです。通常、こういう事態を想定していないのだと思います。ですので、通常はこういう事態に陥ったときには、直ちにこの法違反を回避する手続きをとるべきではないかと理解しますが、岸委員が亡くなってから、9月定例会もありましたし12月定例会もありました。その2回の定例会で識見を有する委員を選任できたはずですが、上程されなかった理由は何ですか。

○一松総務部長 今回、条例改正と監査委員の具体的な人選についての人事案件を議会にお願いしていますが、その検討をしていたということになるかと思えます。

○清水委員 先ほど阪口委員からも、地方自治法の改正について質問がありました。内容を読めば、内部統制を強化して、さらに監査委員の権限を勧告までできるところまで高めていくことについては、全然異論も何もないのですけれども、ただ、今回の条例改正案の中の一番大きい問題点は、人数も知事に委任されるのですよね。現状の地方自治法は、常勤の委員も含めて知事に委任しているのは、数を委任しているだけで、数を決めることを知事には委任していないと思うのですが、どうですか。

○一松総務部長 まず、前段として申し上げたいことがあり、監査委員の数は今、法律上4人と定められていまして、条例で特段の定めのない限り4人ということなので、本県では4人となっています。また、議会から選出されている監査委員は2人となっています。それで、この方々は非常勤という取り扱いになっています。そうしますと、残りは2人ですので、今の条例の規定では、常勤監査委員の上限は2人だということになります。したがって、ご指摘のとおり、人数を決める部分について知事に委任している事実だけを捉えれば、確におっしゃるとおりですけれども、その委任の範囲は、1人にするか2人にするかということです。そうしますと、お尋ねの趣旨は、1人のままにするか、2人に

するか、1人か2人かは知事に委任するかの3つの選択肢のどれがいいかということであるかと思っています。私どもとしては、常勤を2人と固定するよりかは、状況やその人事に応じて1人に限るということにしたほうが弾力的、適切な対応ができると考える次第です。

また、当県の条例の規定文については、他の都府県においても同様の規定がなされており、具体的に申し上げます、佐賀県などでそうした規定となっています。以上です。

○清水委員 地方自治法によりますと、基本的には都道府県においては4人、ただし、条例によって増員することは構わないという規定がありますので、条例で例えば5人にし、なおかつ議選の委員を1人にすることも可能は可能です。そのような中で、今回、知事に人数を全部委任してしまうと、規則の改正だけで、識見を有する監査委員あるいは常勤の監査委員を知事権限で決めてしまうことが可能になってしまいます。条例からそれを除外することになりますと、議会には監査委員の数について、もしくは中の条件規定について上程されないこととなりますので、これは非常に大きな問題だと思えます。この辺について、ご見解をお願いします。

○一松総務部長 委員のお尋ねですが、先ほど申し上げたとおり、法律で監査委員の数は4人とさせて、ご指摘のように条例で別の定めをすれば、それはふやすことはできるということです。逆に言えば、条例改正をしなければ4人を5人にふやすことはできないということがあります。したがって、お願いしている条例は、あくまでも4人を維持したままで、議員から選ばれる方々を除きました残り2人について、常勤を1人にするか2人にするかを知事で定めさせていただくようにしたいという条例改正で、ご懸念をいただいているように、5人にふやして、それをさらに3人にすることもできるのかということ、条例改正がない限りできないということです。そのような条例改正をお願いしているわけではないということになります。

○清水委員 今、改めてそういう答弁をいただいたのですが、地方自治法第196条第4項で、識見を有する者のうちから選任される監査委員は、これを常勤とすることができる規定がありますが、この規定は1人を指しているのか複数名を指しているのか、書いていないです。ですので、私は、改正は常勤事項だけの改正でいいのではないのかという気がします。知事に全て、常勤事項も人数のことも含めて委任をしてしまうという法規定ではありませんので、何か物すごく誤解を生む今回の条例改正の議第23号だと思います。条文の中身をもう少し精査されたほうがよいと思いますが、この辺についてはいか

がでしょうか。

○一松総務部長 お願いしている条例改正案、改正後の条文は奈良県監査委員条例の第3条になるのですが、地方自治法第196条第1項に規定する識見を有する者のうちから選任される監査委員のうち、常勤とする者は知事がこれを定めるということがあります。その内容は、先ほど具体的にご説明させていただいたように、常勤を1人か2人にすることを知事が定めることができる内容になっているものですので、常勤ということに限っての条例改正をお願いしているもので、先ほど申し上げたように、他府県にもこのような、そのとおりの改正条例があることから、特段不明確であったり、範囲が広過ぎるということはないと考えています。

○清水委員 これ以上話をしても、多分一緒だと思います。今回の地方自治法の一部を改正する法律案の概要ですが、この内容について規定があって、まず、一部については、平成30年4月1日が施行の予定日です。その他のものについては、平成32年4月1日です。ですので、今すぐ改正しなくても構わないという内容です。なおかつ、現在、国会で議論をされている中身であって、通過するかどうかはわからない。今の総務部長の答弁によりますと、まずは、これから先のことも含めて、先例的に常勤監査を入れて内部統制をさらに図っていくということですが、内部統制を図って常勤監査委員を入れても、この法律が施行されるのが早くて来年の4月です。ということは、法律改正の中身は1年後からしか反映できないのです。そのために、わざわざ常勤を今ふやすのか。例えば通常のとおりで勤務をしていただいて、1年後、必要になったという事実が発生してから常勤監査委員をふやすというのも一つの方法だと思います。この件については、知事に総括審査でお話をさせていただきたいと思います。

次に、今回、「平成29年度当初予算案のすがた」が配付されています。これの18ページに、今後の歳入・歳出の見通しが一覧表で明記されています。この中で、要調整額について、ことしは32億円の基金を取り崩しすると。そして、来年以降の4年間については、一応はゼロという形ですが、これは将来的な中身がわからないから、当然そういう書きぶりなのだろうと思いますが、問題は、要調整額はことしは32億円、来年は40億円、平成33年度においては168億円マイナスになるという想定がされていますので、これから先も財政調整基金の取り崩しが必要になってくるという状態にあるのかと思います。これは機械的に出されている数字ですから、何とも申しようがないかもしれませんが、今後の方針として、財政調整基金等も含めてどういう方針でいくのか。この点をお

示しいただきたいと思います。

○岡野財政課長 委員がおっしゃいましたように、今の状況から見たあくまでも推計という数字です。ご案内のとおり、本県の場合は自主財源が非常に厳しい状況にありますので、毎年度の地方財政計画や国の補助金の動向等を見た上で、それぞれ精査をしていって、予算編成をしていくという話になります。あくまでも、大型プロジェクトなどいろいろなものを現在推計している予定で試算したものとご理解いただければということと、反面は、厳しい財政状況があるということです。以上です。

○清水委員 その中で、平成29年度以降の試算方法について、注意書きがあるのですが、人件費については経常経費の中で一番最たるもので、歳出予算の中の約3分の1を占めている非常に大きいものです。その中で、職員数等々については平成29年度同数という書きぶりですが、機械的にやっても、平成33年度では総人件費が今年度1,493億円に対して1,401億円で、約3%減ってくるということですが、これは定数管理を考えずに、現状のままで退職等々の推移を推計すれば、こういう数字になるという理解でいいですか。

○岡野財政課長 人件費の推計について説明します。

人件費の場合は、職員給与と退職手当の部分を合わせたものです。職員給与の部分は、教職員のウエートが非常に多くなっています。教職員の人数は、国の法律に従いまして、生徒数の増減によって決まってくる要素が多く、今後、ご案内のように少子化が進みますので、その影響が出ているということもあると思います。

それともう1点、退職手当も、本県では平成24年がピークで、その後、ずっと減ってきています。最近が高どまりしていますが、それもあと二、三年すると下がっていくということで、あわせてこのような数字になっているとご理解いただきたいと思います。

○清水委員 非常に厳しい財政状況が今後も続くことは、明らかだと思っています。特に職員の定数管理は、非常に大事だと思いますし、先ほど申しましたように、経常経費の中で一番大きいのが人件費ですので、定数削減に向けていくのがいいのかどうか。この辺のこともきちんと捉えていかなければなりませんし、県民1人当たりには要する経費の問題もありますので、どのラインが一番適正なのかはなかなか難しいと思います。部局統合であったりなど、かなり財政構造の改革も進めておられますので、職員定数管理について、一度きちんと検討をしていただいて、議会にも報告をしていただきたいと思いますので、要望しておきます。

次に、再確認ですけれども、ファシリティマネジメント室か管財課かと思うのですが、現状の売却可能、もしくは利用可能な低未利用資産の総面積はどのくらいあるのか、教えていただきたいと思います。

○松岡ファシリティマネジメント室長 委員からご指摘のとおり、県では、平成20年に定めました県有資産の有効活用に関する基本方針に基づき、低未利用の状況にある資産の現状について把握に努めています。内容等については、県のホームページ等でも公表していますが、売却可能な資産は、現在、46の資産を計上しており、面積は、約9万1,000平方メートルです。以上です。

○清水委員 今、テレビでいろいろ物議を醸していますので、県有資産の、売却可能だからどうだということではないのですけれども、きちんと現在の資産価値をまずははっきり評価しておく。そして、特に今回も問題になっていましたが、土地の中に何があるのかということは売却時点に再度調査をするのが通常の方法なので、売却時に訴訟にもなり得るので、過去の図面等も含めてきちんとした資産の内容把握を努めていただきたいと思います。9万1,000平方メートルもあるということになれば、その他の活用も含めて、いろいろな方法で活用ができると思いますので、各市町村とも、活用を早くするように検討していただきたいと思います。

通告外ですが確認を1点させていただきたいのと、あとは、急で申しわけないのですが、警察本部に1点お伺いをしたいことがありますので、よろしくをお願いします。

まず、防災統括室ですが、「平成29年度一般会計特別会計予算案の概要」123ページに、今回、額は少ないのですが奈良県耐震シェルター設置補助事業、予算額100万円が新規事業で計上されています。以前私が、町議会におりましたときからも、シェルターというのは非常に有効ですし、何とか新築、改築等々にあわせて、こういう制度を早くつくっていただきたいと申し上げていたのですが、現在、耐震シェルターに対しての設置補助を行っている県内の市町村数をまず教えていただきたいと思います。

○辻知事公室次長（防災統括室長事務取扱） 手元の資料では、平成28年度に県内の耐震シェルターの補助要綱を制定されている市町村は、現在、生駒市と王寺町と把握しています。

○清水委員 まだ、県内では1市1町だけということですね。わかりました。

内容の12万5,000円ですけれども、これは県が助成する負担金として12万5,000円という理解でいいのですか。

○辻知事公室次長（防災統括室長事務取扱） 市町村への間接補助になっており、市町村が補助される額を限度に同額を補助することになっています。その限度額が12万5,000円ということで、国土交通省で市町村と県との合計額と同額の補助が受けられる、国が2分の1、県4分の1、市町村4分の1の補助の枠組みになると思います。以上です。

○清水委員 単純に割り戻しますと、支援としては8戸分という理解でいいのですよね。

あとは内容ですが、対象になるのは、特段、昭和56年以前の建物でなくても構わないのですか。例えば要介護認定の介護認定要件で歩行困難な方、そういう方に対しても補助ができるという内容なのですか。

○辻知事公室次長（防災統括室長事務取扱） 補助要件で2点お尋ねかと思います。

今の予算要求の枠組みとしては、昭和56年5月31日以前に耐震基準は変わっていますので、それ以前に建築された個人住宅を対象にしています。後の、介護認定などの制約といますか、要件はつけていません。以上です。

○清水委員 これから高齢化社会にどんどん入って行って、恐らく昭和56年以前の家というのは経年変化によってだんだん改築されていく、そういう期待感もあるのですが、逆に、高齢者はふえていく方向にあります。県が市町村の条例によって定めのあるものについて補助するという中身ですが、県単独であっても構わないような気はするのですが、今後の高齢化社会においてぜひとも必要な検討要件だと思いますので、改めて検討していただきたいと要望だけをしておきます。

最後になりますけれども、本当に急で申しわけないのですが、警察本部にお願いをしたいです。今回、10名の定員増ということになっています。発表されています警察白書を確認をしましたが、奈良県の警察官の1人当たり負担人口は、564.8人で、全国19位です。平均は495.3人で53人も警官1人当たりが多く負担をいただいている状況です。仮にこれが10名の増員となっても、平均には至らない。大体51人ぐらいを負担していただくということです。平成27年の奈良県の犯罪の認知件数は、10,036件、そのうち検挙件数が4,359件。近畿では第2位、非常に高い検挙率で頑張っているということです。その中で、犯罪の認知件数が大体70%あります。警察官の皆さんに本当に負担軽減をしていただくためには、今後、地元での防犯ボランティアの皆さんの増員も必要だと常々思っています。

そのような中で、自分でできることとして、スマートフォンの県のホームページにナボくんがあり、登録をすると、1日後であったり瞬時ではないですが、それぞれ皆さんの携

帯にでも内容がすぐ飛んでくるのです。例えば、今も橿原市や大和高田市周辺で非常に窃盗事件が多発しているのですが、そういうことをSNSを通じて我々も拡散をしていくことが非常に大切だと思って、やらせていただいています。議員の皆さんもぜひともそういう拡散をしていただければ、自分の地元も含めて犯罪抑止につながると思いますので、よろしくをお願いします。

奈良県は、今、政策としてインバウンドの呼び込みを行って、平日、休日、祝日、非常に交流人口がふえてきている状況です。その中で、先ほど申しましたように、警察官の1人当たりの負担人口が非常に高い奈良県ですので、今後、オリンピックもありますし、奈良県が誘導する交流人口をふやしていくと、ますます警察官の皆さんに負担がかかると思いますので、奈良県に来ていただいても、絶対安心ですよということを表向いても表明をしないといけないと思います。警察本部長、ご意見等がありましたら、一言いただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

○安田警察本部長 まず初めに、清水委員には、SNSでナポくんメールを拡散をしていただいているということで、そういったことも含めて警察活動に対して多大なるご理解、ご協力をいただいていますことに対して、この場をおかりして御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

奈良県の警察官の定数といいますか、数が足りないのではないかというご指摘かと思えます。委員もご承知かと思いますが、都道府県警察の警察官の定員については、全国的な治安水準の均衡を確保する観点から、国の政令で基準が定められています。政令で定める定員の基準は、各都道府県警察の人口、これは非常に重要な要素ですけれども、この人口以外にも、面積や事件・事故等の発生状況、さらにはテロの対象となりやすい重要施設などのくらいあるのかなど、さまざまな要素を総合的に勘案して定められていると承知をしています。奈良県の場合は、委員からご指摘いただきましたように、負担人口はかなり高目です。他方、面積は比較的小さいということがあり、その中でも奈良盆地という非常に狭い面積にほとんどの方が住まわれていることもあって、警察官の配置が比較的、効率的にしやすいという事情があることも事実です。そういったもろもろのことを勘案して、この定数の基準が定められていることについては、まず、ご理解をいただきたいと思います。

他方、委員からご指摘いただきましたように、今後、オリンピックもありますし、また、観光客がここ数年非常にふえていることもあります。また、さまざまな犯罪、特にDVやストーカー、児童虐待がふえている、あるいは高どまりの状況にあることもあり、警察官

の負担が確実にふえてきていることは間違いのない事実であると認識をしています。

警察官の増員については、これまでも機会あるごとに国や警察庁に要望を行ってきたところで、今後も県下の治安情勢について十分な分析、検討を行った上で、関係機関に対して必要な増員要望を行ってまいりたいと。そういった要望を行いながら、既存の体制でも一生懸命仕事をして、日本一安全で安心して暮らせる奈良県の実現に努めてまいりたいと思っています。以上です。

○清水委員 以上で終わります。

○粒谷委員 先ほど阪口委員と清水委員から質問がありました条例改正について、関連して、会派として、条例改正についていろいろな議論がありました。一番出てきたのは、なぜ今回なのかという議論です。特に近年は住民監査請求など非常に県民の目線が厳しいということで、専門性のある方が登用されることは非常に望ましいのは間違いありません。その中で、自治体の内部統制を制度化して監査機能を強化する地方自治法の改正が今国会に提出をされると。これは先ほど清水委員もおっしゃったように、3月10日に閣議決定され、4月以降の衆議院の総務委員会で審議され、来年4月に施行されるであろうという状況です。その中で、独立した会計検査院が国費の使途をチェックする政府機関に比べて、地方自治体は非常に外部の監査の目が届きにくい。それを効果的に補う仕組みを整えなければならないというのが、この基本理念であろうかと思えます。そういう意味で、専門家の監査委員の選任、あるいは事務局の整備が必要であろうし、一方で、議会の議員がこの監査委員になっている。これは実効性のある監査を行うという必要性から、この議会からの議員の導入が図られたものであります。しかしながら、一方では、監査委員はより独立性や専門性を発揮する監査を実施するということであり、これからは議会の監査委員も抜本的に見直さなければならない時期に今、来ているのではないかと思います。今回、この監査委員の導入についても、監査事務局の充実も含めて、抜本的に議論をしなければならない時期かと。そうすれば、先ほど清水委員がおっしゃったように、なぜ今の時期に条例改正をしなければならないのか、私の会派では非常に疑問をお持ちの方がたくさんいらっしゃいました。答弁も先ほどなされたので、あえて答弁いただかなくても結構です。こういう意見が大体で、私の会派は、知事の与党的な立場で協力をしているのですけれども、若干異論がありますので、しっかりと胸におさめていただきたいと思います。答弁は結構ですけれども、会派としての意見を申し上げておきます。

○太田委員 1点目、今回、歳入で、県民税全体では減っているのですが、法人県民税、

個人県民税がふえています。一方で、地方消費税が減っているという状況がありますけれども、その点、財政としてどのように捉えていらっしゃるのか。

それから県債について、昨年に比べて県債発行が543億円で、前年と比べたら89億円が削減されているということですが、現在、この県債の残高見込みが1兆599億円、赤ちゃんからお年寄りまで1人当たり78万円と引き続き高い水準ですけれども、この県債の今後の見通しについて、まずお伺いをしたいと思います。

○北條税務課長 来年度の県税収入についてお尋ねいただきました。

平成29年度の県税収入は、本年度の税収決算見込みをベースに、地方財政計画や過去の税収動向を参考にして県税収入見込みに努めたところです。委員がお述べの個人県民税の平成29年度予算については、決算見込みをベースに、厚生労働省が出しています毎月勤労統計調査や過去の課税状況の推移などを参考とし、1人当たりの給与所得が100.5%伸びているという統計や、納税義務者も100.4%増加しているということで、前年度当初予算と比較して1億1,800万円増の483億5,300万円としています。一方、地方消費税については、県内に本店がある企業が奈良県内の税務署に納めるもので、必ずしも県内本店が納める分については、県民の消費と直接連動するものではありません。輸出入の影響を含め、全国的な企業の動向とも連動するものです。このようなことから、地方消費税の予算額については全国的な動向や地方財政計画、地方財政計画においては前年度の決算見込み95.5%を踏まえて、本県の今年度の税収の推移から前年度当初予算と比較して5億3,400万円の減、133億2,400万円と見込んだところです。2月に出ている月例経済報告においても、個人消費は持ち直しの動きが続いているものの、このところ足踏みが見られるとされており、来年度も予断を許さない状況が続くものと考えています。以上です。

○岡野財政課長 県債残高に関するお問い合わせです。

県債は、当然のことながら借金ですので、これを適切に管理し、また減らしていくことは必要だという認識です。県においては、公共事業における選択と集中や、大型プロジェクトについては、なるべく民間資金や国の有利な財源を使おうという方針で進めています。こうした中で、委員からご指摘いただきましたけれども、平成29年度の当初予算時点では前年度より県債残高を118億円減少することができたところです。

委員のお問い合わせは今後の見通しということですが、歳出においても、引き続きこのような方針を続けて県債残高を減らしていきたいと思っておりますが、ご案内のとおり、地

方交付税の国の財源が不足した場合には、臨時財政対策債という形で一旦県で借金をしておいて償還時に交付税措置をするという制度があります。この動向が今後見込めない、読めないところがありますので、一概に見通しは立てられません、従来からも申し上げているとおり、県としては、交付税のない自前で返さなければならない県債残高を下げる努力をしていきたいと思っています。以上です。

○太田委員 県税だけで暮らしぶりが的確に言えるかどうかについては、なかなか直結しない部分があるかと思うのですけれども、雇用情勢の判断材料になっています有効求人倍率は、昨年10月の1.19から、2017年1月が1.22に改善しています。しかし、新規の求人数は8,377人で前年比1.7%減少し、うち正社員の求人数は3,978人、有効求人倍率で0.92で、求人に占める割合の43.9%で、過半数が非正規の求人で、雇用はふえているのですけれども、正社員としてはふえていないということもあるのではないかと思います。

それから、県債についても、先ほどもご答弁がありましたけれども、自前で返さなければならない県債の残高は注視していく必要があるということで、一方で、交付税措置がされている臨時財政対策債は今後も交付税措置がされるかどうか、100%確約があるかどうかについては、それもわからないということでした。普通建設事業で私たちが問題にしています大宮通りを軸とした整備などの見直しについてもご検討をいただきたいと思っています。

次に、広域の防災拠点についてお伺いします。

きょうも読売新聞に広域避難最大145万世帯という見出しがあり、南海トラフ地震が今後30年の間に70%の確率で起こるのではないかとされています。大規模な災害が発生したときに備えて、県域全域をカバーできる防災拠点、また消防学校は早急に整備をしていく必要があると考えており、今回も予算計上されていますけれども、この点の計画についてお伺いをしたいと思います。

○辻知事公室次長（防災統括室長事務取扱） 委員がお述べのように、南海トラフのような巨大地震については、県はもとより、紀伊半島の沿岸部分についても、迅速な救援を必要とするために、半島の中央部分にあります五條市において計画しているところです。防災拠点は物資の備蓄や物資の配送を行うものですが、加えて救援・復旧活動の中心となります自衛隊、警察、消防といった機関の活動の拠点となります。平時の活用も踏まえ消防学校と併設する形を考えていますが、場所については、平成27年度に、2カ所で

あった候補地の優先順位をつけたところです。

現状は、用地の取得になりますが、五條市において12月補正予算を確保され、準備を進めているところです。以上です。

○太田委員 広域防災拠点については、自衛隊の誘致とセットで考えるというこれまでの県の姿勢だったのですが、自衛隊の誘致という点については、この間、なかなか厳しいというお答えも聞いているのですけれども、その状況は今も変わらないという認識でよろしいでしょうか。

○辻知事公室次長（防災統括室長事務取扱） 先ほども述べましたように、救援の活動としては、自衛隊と警察、消防といった全国から来ていただく組織が一体となって救援していただくことが大事になると思います。そのために、この3つが十分に連携を図ってもらう場所が必要ということで広域防災拠点を考えているわけですが、自衛隊の誘致については、今、要望を続けており、調査等についても共同で進めていくということになっています。

○太田委員 過去のこれまでの答弁の中でも、以前、県の施設だけを整備することは考えていないということだったのですけれども、先ほどのお答えを聞かせていただきますと、奈良県に自衛隊が来なくても、広域防災拠点は今後、整備をします。県独自の施設として、広域防災拠点と消防学校は整備をしていくと。これを県の計画として進めていくと捉えてよろしいでしょうか。

○長岡危機管理監 来ないという話がありましたけれども、来ないという前提では、今、考えていません。ただ順序で、時系列として、自衛隊のほうが時間が若干かかる可能性が高いと思いますので、そういう観点からいくと県の施設を先に整備をしていきたいと。今、五條市で用地取得をやっているにいますので、用地取得がどうなるかを含めて、不確定な要素はありますけれども、そのように考えています。

○太田委員 ということは、自衛隊が来るかどうかということではなくて、あくまでも用地取得が確定すれば、この計画は進んでいくという解釈でよろしいでしょうか。

○長岡危機管理監 来るかどうかと言われると、そこを否定されると県としては非常につらいので、辻知事公室次長が説明しましたように、3者があって初めて有効にされるということなので、同時にするのはかなり困難であろうと思いますけれども、あくまで自衛隊の施設が来るという前提で、先に県の施設を整備していきたいとします。

○太田委員 自衛隊については、これまでも議会の中で申し上げていましたように、いろ

いろいろ意見があるかと思えます。これまでは県の施設だけを整備することは考えていないと私は受けとめていたのですけれども、そうではなくて、用地が取得できれば、自衛隊が来るかどうかは別にして、広域防災拠点と消防学校は、計画を進めていくという答弁だと受けとめさせていただきます。ぜひこの計画を、先ほども申しあげましたように、きょうの読売新聞にも広域避難ということで、南海トラフの地震が起こると最大145万世帯もの方々が避難をしなければならないということですので、ぜひ早急に整備を進めていただきたいと思えます。

続きまして、消防の広域化が行われましたけれども、平成26年4月1日に設立されました奈良県の広域消防組合は、住民のサービスの向上、消防力の強化を目的とするということでした。一方で、県の消防の広域化計画はコストの削減につながるけれども、消防力が低下するのではないか、市民の安全安心にかかわるのではないかという意見も伺っていたところです。広域の消防組合を進められていますけれども、現在の状況と、課題はないのかについてお答えをいただきたいと思えます。

○小出消防救急課長 消防の広域化についてご質問いただきましたので、答弁します。

奈良県広域消防は、平成26年4月に発足をしています。旧の11消防本部が統合したわけですが、順次段階的にそれぞれの機能を今、統合している過程で、平成26年4月の発足時には、総務部門について統合しました。昨年4月には、通信指令センターの整備により通信部門を一元化することとなりました。平成33年を目標に、現場部門を含めた全体統合を図る予定です。現時点におけます広域化のメリットですけれども、幾つかありますが、1点目は、発足時、平成26年4月の総務部門、それから去年の通信部門の一元化により、本部要員の削減をすることができました。これら削減した人員については、現場の要員に充てることができ、現場対応に係る体制の充実強化が図られています。

2点目ですが、大規模な火災等の消火に当たっては、当然初期消火は非常に重要になっており、広域化することにより規模に応じ複数の消防署から同時出動することが可能になり、初動体制の強化が図られたところです。

3点目として、救急についてです。119番通報の一元化により、従前とは異なり、市町村域にかかわらず直近の消防署から出動することが可能となりました。この結果、直近のデータによれば、救急搬送時間の短縮が図られているところです。

一方、課題といたしますと、現時点で広域化の過渡期であることもあるわけですが、現在は消防署、消防車両、人員の配置は基本的に旧の消防本部によるものであるということ

す。平成33年の全体統合に向けまして、組合全体の効率化を図りながら消防力の充実を図る観点から、どのように適正に再配置をしていくかが挙げられるかと考えています。以上です。

○太田委員 西和消防署の方にお聞きしたのですけれども、広域化するまでは自分の所管のところに緊急動員されればよかったのですが、例えば香芝市に近いところには香芝市の人に来てくれたり、上牧町が近いところに行ったりなど、今までの消防区域をまたいで働かなければならないということで、そういう点では非常に忙しくなった。このような話も聞いています。

もう1点、実は西和消防署は昭和59年の秋の火災予防運動から、ひとり暮らしの高齢者宅への防火訪問をずっと続けていらっしゃったみたいで、それが平成28年11月で終了するというお手紙が、ひとり暮らしのお年寄りのところに入れられて、住民サービスといますか、これがなくなってしまうというお話を聞かせてもらったのです。広域化によって、こういう問題も出てきていることを改めて知ったところですけども、このような状況についてはご存じでしょうか。

○小出消防救急課長 直近出動になりますので、例えばふなれな場所に出動したり、今まででしたら市町村域だけでしたから、いろいろな危惧は実際聞いています。

高齢者の件は存じ上げていないのですけれども、区域を越えた出動が昨年4月から始まった状況で、十分ななれといますか、まだなれていない部分があつて、そういうことになっているかと思えます。今後、順次こういったことが定着する中で、消防職員についても円滑に出動できる形になるのではないかと考えています。

○太田委員 広域化ということで、スケールメリットが言われていたのですけれども、一方で、地域に根づいて、どこに誰が住んでいらっしゃるのかや、お一人で高齢で暮らしている方々へのサービスが削減されるのは、広域化によつての一つの大きな課題ではないかと思えます。県でも広域化に伴い、当然、いいことは情報として入ってくるかとは思いますが、なくなってしまったサービスというのも、これは西和消防署だけではないと思っています。その点をぜひつかんでいただき、こういうサービスは存続していく必要があるのではないかと思いますので、ぜひその辺の取り組みを今後も進めていただきたいと思います。

次に、救急搬送についてお伺いします。

これも、平成24年度からe-MATCHの運用が開始されて、この間、運用について

は、私たちもいろいろ意見を言わせてもらったのですけれども、現在、救急搬送の状況が、どのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○小出消防救急課長 救急搬送の状況について、直近の数字で申し上げます。従前から奈良県においては救急搬送時間が長いことが課題になっていましたので、今、委員がお述べになりましたe-MATCHシステムの導入、それから、平成27年に医療機関においてER型の救急医療体制の整備、昨年の南奈良総合医療センターの開院もあり、救急搬送時間は、平成28年4月から12月の平均搬送の時間は43分ですが、平成27年度と比較しますと2分間短縮しています。45分から43分の2分短縮をしています。

それから、救急が病院を選択するときの平均の照会の回数ですが、同じく平成28年4月から12月については平均で1.4回、平成27年度は1.6回ですので、これも減少し、直近の状況を見ますと改善傾向にあります。ただ、依然として全国と比較すると、やはり救急搬送時間等は長いということが見られますので、今後とも消防、医療の連携を深めて、改善をしていきたいと考えています。以上です。

○太田委員 先ほどもお話があった照会回数について、1回の割合が低くて4回以上が多いということで、これは相対評価で、これだけで判断してはならないのかと思うのです。数字だけ見ますと、照会回数が1回の割合と照会回数4回以上の割合が、全国的には今、余りよくないということになっています。この間、南奈良総合医療センターができ、救急の受け入れも多くなっていると聞いていますし、奈良県総合医療センターでもERが導入されたということで、直近の数字は平成27年の数字で、この点は反映されていないので、平成28年度以降は改善はされるかとは思いますが、それを見て、また意見も言わせていただきたいと思っています。

次に、今回、予算の中には見受けられなかったのですけれども、公共施設のトイレについてです。今、一般家庭用のトイレは洋式が普及しており、総務省の調査では、少し古いのですが平成20年度で、一般家庭で89.6%、平成に入ってつくられた住居ではほぼ99%で、一方、公共施設のトイレは和式が主流という状況が続いています。そのために、公共施設での和式トイレで不便に感じるという意見があります。文教くらし委員会で小・中学校については取り上げてもらっていますが、公共施設全般で、トイレの洋式化、あるいは多目的化についてどのようにお考えなのか、お伺いをしたいと思います。

○松岡ファシリティマネジメント室長 太田委員より、公共施設のトイレの洋式化についてお尋ねがありました。その件も含めまして、公共施設の維持管理についての考え方とい

うことでお答えをします。

まず、本県では、平成28年3月に今後の公共施設の維持管理、運営のあり方等について、基本となる方針として奈良県公共施設等総合管理計画を定めました。計画の内容としては、人口減少社会の中にあり、また、老朽化が進む公共施設を今後、効率的、効果的にいかに維持していくかについての考え方を整理したものです。その中で、維持管理のあり方としては、基本となる方針として、まずは長く、そして安全に使うという意味で、長寿命化、耐震化の推進、人口減少の中にあって、ボリュームとして最適な量は幾らかをはかっていく保有総量の最適化、加えて、維持していくべき施設については、より多くの方に利用していただく意味で、有効活用を進めていくという、この3つの考え方に基づいて維持管理をしていくべきだと定めています。そして、この中で、委員がおっしゃった公共施設のトイレの洋式化を図る、利用者の利便の向上を図るということは、3番目の有効活用につながる考え方として非常に重要な視点だと思っています。

公共施設のトイレの洋式化については、例を挙げますと、ファシリティーマネジメントの取り組みとして県の北部地域及び中部地域での施設の再配置を進めた際、郡山総合庁舎、橿原総合庁舎等の改修を行った際には、トイレの洋式化を進めてまいりました。そのほか、県の新しい施設についても洋式化は進んでいると聞いています。こういうことを通じて、より多くの方が施設を利用していただくことにつながれば、有効活用につながるものと考えています。

しかしながら、公共施設の維持管理に関しては必ず財政的な問題を考えなければならぬと思います。改修工事等についても、いろいろな項目がある中で、何を優先すべきかという優先順位を考えるべきであろうかと思っています。その際には、耐震化等も含めまして、重要度、緊急度の高いものから順番に着手することが必要かと思っています。計画を考えるに当たっては、施設の利用者の状況や施設の現状がどうなっているのかを最も熟知している庁舎の管理者等が維持管理についての計画を立てていくべきと考えています。いずれにしても、今後10年を計画期間とします公共施設総合管理計画に基づき、適切な公共施設の維持管理に努めたいと考えています。以上です。

○太田委員 最近、高齢者の方々でも、和式トイレになれておられる方も、足腰に負担がかかると。あと、転倒の危険性などから安全のために洋式の使用が進められていたり、介護保険制度の中でも、住宅改修にも排せつの自立を確保するためにトイレの洋式化が対象に上げられています。県の全ての施設を調べるとなると、一度にはなかなかいかないかと

と思いますが、例えばこれから震災などの問題が起こったときに、本当に県民が利用される
ところからでもぜひ調査して、改善を進めていただきたいと思います。さきの熊本震
災や東日本大震災でも、洋式トイレがなくて、足腰の弱られた高齢者の方が困った、転倒
したという事例があったということです。東京都や佐賀県などでもトイレの洋式化に補助
をつけて、計画を持って進めるということですがけれども、奈良県でもせめて避難場所に指
定されているところ、県民の皆さんがたくさんご利用されるところからでも、優先順位を
つけて計画を立てることが大切ではないかと思えますけれども、その点について再度お答
えをいただきたいと思います。

○松岡ファシリティマネジメント室長 太田委員から、県民が多く利用される施設、避難
所として活用される可能性のある施設については優先的に取り組むべきではないかとい
うご意見がありました。

おっしゃるとおりだと思います。先ほども申し上げましたように、公共施設等管理計画
の中でも、利便性を高めるということを直接言っているわけではないですが、有効活用
につながる取り組みは重要な考え方とっており、そのような考え方に基づいて、個々具
体的な施設の計画については検討いただくべきものと考えています。以上です。

○太田委員 ぜひよろしくをお願いします。

最後に、警察に質問をします。今回提案されています安全・安心の確保のための奈良県
基本計画案において防犯カメラの設置が言われており、県内では防犯カメラの設置が各地
で進んでいます。警察の建物以外の商店街やコンビニ、ファミレス、駅、交差点に設置が
進んで、防犯カメラは、犯罪の抑止力という点で評価される声がある一方で、監視社会に
つながる、このような心配の声も聞いています。最近の防犯カメラの映像はほとんどデジ
タルで記録されて、通った人が誰かも特定できる、全くプライバシーがなくなってしまう
おそれがあると考えています。こういった点で、記録されたデータ、情報の管理について、
今後どのように指導をしていくのか。この点についてお伺いしたいと思います。

○大久保生活安全部長 防犯カメラに記録されました情報の管理についてのお尋ねですの
で、ご答弁申し上げます。

防犯カメラは、人の目では補い切れない部分の防犯対策として被害の未然防止に極めて
有効で、また地域の安全安心なまちづくりに資する防犯設備です。一方、ご質問のとおり、
街頭防犯カメラの設置については、プライバシーの保護に十分配慮することが重要と考
えているところです。街頭防犯カメラには、警察が設置するものと自治体や自治会等が設置

するものがありますけれども、プライバシー保護の必要性を踏まえ、県警察が設置する街頭防犯カメラについては、撮影データの適切な管理、視聴や提供に係る手続の厳格化等の管理運用に関する部内規定を定め、設置場所には防犯カメラ作動中と明示した上で、責任者を指定して、撮影データは犯罪捜査等必要最小限度で活用することとしています。そして、半年ごとに公安委員会に対して運用状況を報告し、結果を公表しているところです。また、自治体や自治会等が防犯カメラを設置する場合も、プライバシー保護の必要性を踏まえまして、警察設置の場合と同様に管理運用規定を定め、設置場所には防犯カメラ作動中と明示した上で、責任者を指定して、撮影データ提供に関する規定を設けるなど、プライバシー保護に関する具体的な助言を行っています。以上のように、街頭防犯カメラについては、プライバシーに十分配慮した上で設置が進められているものです。基本計画案においても、その設置が促進されるべきことを盛り込んでいます。以上です。

○太田委員 プライバシーの問題は、いろいろあるかとは思いますが、今回、安全・安心の確保のための奈良県基本計画について、奈良県と警察と共同で基本計画を策定することがどうなのかが言われています。といいますのは、治安の確保は警察の任務で地方自治体の本来任務ではないということです。県民や事業者にも協力義務を課そうとする発想はどうなのかということですので、慎重に取り扱っていただきたいと思っています。以上で質問を終わります。

○山本委員 先に通告はしていませんけれども、太田委員が公共施設の話がされたので、県立橿原文化会館の築年数と、耐震ができていないのかを、教えてほしいです。

○松岡ファシリティマネジメント室長 今、手元に資料がありませんので即答できませんが、築年数でも既に40年前後かと思います。また、改めまして確認して、ご報告させていただきます。

○山本委員 午後からでも結構ですので、耐震ができていないのかと、敷地の広さを、ちょうど前が芝生になっていますけれども、それも県有地なのか。近鉄の横も全部含めて県有地の敷地なのかを調べておいてください。

それから、質問です。私は去年の9月にストレスチェック制度について質問をさせていただきました。メンタルケアのヘルスで、県庁のストレスチェック制度に伴って、その内容をどのようにされているのかを聞いたと思います。ちょうどその後、予算審査特別委員会で委員長をさせていただいた関係で、その質問の中身を精査しなかったのですが、あれから半年がたちますし、そのとき、ちょうど取り組んでいるとおっしゃったと思いま

すので、その結果はどのようなものであったのか。それから、結果を踏まえて、今後どのように県職員のメンタルヘルス対策に取り組んでいかれるのか、教えていただきたいと思っています。

○藪中総務厚生センター所長 今年度から実施しましたストレスチェックの状況はどうだったのかということと、それを踏まえて、今後のメンタルヘルス対策はどうかという質問です。

今年度から実施しましたストレスチェックは、昨年9月に実施を完了して、知事部局等での受検率は86.8%でした。ストレスチェックの実施の目的は、職員みずからがストレスの状態を知ることによって、ストレスをためないで、不調に至らないように自分でケアをするということが大きな目的です。したがって、受検率については、今年度の実績の数字に甘んじることのないように来年度以降も受検率を上げていき、事業の効果をさらに高めたいと考えています。

それから、セルフケアが目的ということですが、もう一つの目的として、ストレスチェックの結果を所属ごとに集団分析を行い、各所属におけるストレス要因といった要素を特徴づけ、グラフ化したものを各所属に提供して、それとあわせて、その結果を生かして、どういうふうに職場環境改善に役立てていくのか。こういった講習会を昨年12月にもしたところです。それぞれの職場での環境改善の取り組みについては、メンタル不調の予防策としても有効であると考えていますので、来年度以降も講習会をより充実して実施して、職場環境改善のノウハウの定着を目指してまいりたいと考えています。

ストレスチェックの実施も含めて、職員のメンタルヘルス対策ですが、言うまでもなく、職員個人にとどまらず県庁全体の公務能率を確保する上で、こういった対策は重要であると認識しています。したがって、これからの県としてのメンタルヘルス対策を確立すべく、今年度から来年度にかけて大学の研究室と連携を行い、県職員の状況などの調査、分析を進めています。これらの調査等から得られた成果も取り入れながら、今後、効果的なメンタルヘルス対策を講じていけるように検討、実施してまいりたいと考えています。以上です。

○山本委員 今の答弁で大体はわかりましたが、メンタルヘルスをチェックするまでもなく、各課では職場放棄の方がおられたりするのは聞いています。実際、チェックをして、課にもそれを申し伝えるということですが、個人情報もありますけれども、今、県庁内でそういう職場放棄などストレスチェックで明らかにメンタル不調になっている人たちの数を把

握されていたら、教えていただきたいです。

○藪中総務厚生センター所長 ストレスチェックの実施によって、現にストレス不調になっている職員の数をつかんでいるのかといったご質問かと思えます。

先ほど申しあげましたように、ストレスチェック自体は、現にストレスをためている職員を見つけるのがそもそもの目的ではないのですが、副次的にストレス要因によって不調の状態にある職員は、その検査によってつかむことができます。一定数おられます。当然、そのままストレスが講じた状態を続けていけば、やはり休職、休暇に至るということなので、それは医師の面接を勧奨して、適切に医師から指導を受けるように対応しているところ です。以上です。

○山本委員 先ほど県庁内で86.8%のストレスチェックを受けているという、残りの14%弱の方々は、ストレスチェックを受けなかったのか受けられなかったのか、その理由がもしあれば教えていただきたいのと、今、医者 の診察ということで、これには産業医が必要になってくると思いますが、今の県庁内のストレスチェックに対する産業医の状況はどうなっていますか。

○藪中総務厚生センター所長 ストレスチェックの受検率で、残りの受けていない職員は、どのような事情、理由で受けなかったのかというお尋ねかと思えます。

それについては特にフォローの調査はしていませんが、これは各自のパソコンから回答するという調査方式をとっており、開催時の通知並びに中間での各所属に対する促しをさせていただきました。その上で、結果的に13.2%が受けていないというところですが、特に個々の事情は把握していませんので、どうやってこの率を高めていくかもいろいろ調べながら、来年度実施してまいりたいと考えています。

2点目ですが、既にストレスによって心身の自覚症状が出ておるのではないかという職員に対して、どう医師がかかわっているのかと。医師といっても、県からお願いした医師で、ストレスチェックで心身の自覚症状が出ている者に対しては、医師による面接指導を受けなさいという勧奨をして、希望した職員については、医師の面接を行ったところ です。今年度の医師の体制ですが、委嘱しています県の産業医2人と、もう1人は、日ごろからカウンセリングをお願いしている精神科医1人です。計3人の先生で面接体制を組み込み、面接指導を実施したところ です。以上です。

○山本委員 最後にしますけれども、ストレスチェックは、ご存じのように、今年度から50人以上の職場は義務化されているということです。出先機関はまだ状況は聞いていま

せんけれども、県庁もことし初めてその制度にのっとってされて、まだ未受検の人もおられるということですが、まず、県庁がしっかりとこのストレスチェックをして、メンタルヘルス対策をやって、さらに職場の職員の意識向上を図っていただきますよう要望して、終わります。

○森山委員長 審査の途中ですが、これで午前中の審査を終わります。午後1時より再開いたします。

その際に、松岡ファシリティマネジメント室長の、櫃原文化会館の答弁からお願いします。

しばらく休憩いたします。

11:57分 休憩

13:02分 再開

○森山委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

○松岡ファシリティマネジメント室長 午前中、山本委員のお尋ねで、櫃原文化会館の状況についてご報告します。

櫃原文化会館は、敷地面積5,500平方メートル、建物の面積は、建築面積が4,300平方メートルで、地上3階、地下1階で、延べ床面積は8,900平方メートル弱の施設となっています。建築は1981年、昭和56年の建築で、築年数としては36年を経過しています。

耐震性能については、耐震診断の結果、耐震性能を有していることが確認されています。以上です。

○山本委員 了解しました。終わります。

○田中委員 簡単なことですが、お尋ねします。

私は、本会議で交通安全のためのセンターラインを引いてほしいと県土マネジメント部に要望したのですが、あわせて、山間部ですので、交通安全施設に関してやはり気にかかりますので、この際、お答えがあれば教えていただきたいです。警察の関係で、交通標識について、どこだという具体的な形で指摘できないのですけれども、かなり色あせている交通標識があるように思うのです。そういう交通標識関係の予算はどのくらい更新されているのかと。年間どのくらいの規模で行われているのかよくわからないので、この際、教えていただければと思って、お尋ねします。

もう一つ、危機管理関係について、先ほど、ほかの委員の方の質問がありましたが、こ

ういう質問をしたいと先ほど電話でお伝えしたのですけれども、実は私の地元の宇陀市から病院に行くのに1時間以上かかったのだと。それで、うちのおばあちゃん、翌日に亡くなってしまったというお話がありました。資料をくださいとお願いして、いただいた資料が広域消防になってからの平成27年1月から12月31日までの分で、県内で搬送した病院収容所要時間別搬送人数状況表では、そこには、県下全体で120分以上が631件となっています。もちろん現場へ到着するのが3分から5分、5分から10分未満という数字が、県下全体でも4分の3ぐらいの状況ですから、到着するのはかなり早く、ぱっと現場まで行けると。けれど、患者や障害を受けた者が乗ってから病院へ到着する割合は、30分から60分未満が一番多くて半数以上で、60分から120分、120分以上という方もかなりおられて、120分以上という方でも県下で631件。もちろん吉野の奥からなど、南部の一番端からという方もありますので、一概に原因を把握することは難しいかと思うのですけれども、120分以上というのはやはりしんどいかと思いますので、できれば、きょうすぐにとということではありませんが、なぜ120分かかっているのか。物理的な交通の通行距離、搬送距離によるものなのか、ほかの原因があるものなのか、もう少し突っ込んだ状況把握をしていただくようお願いしたいと思えますし、そういうものができるのであれば、資料提供をお願いしたいと思えます。例の妊産婦の事件以来、かなり状況は改善されて、努力をしていただいているという結果は見えますし、新しい病院をつくっていただいたことも大きな貢献はあったとももちろん理解していますが、2時間以上という数字は、特に脳の障害や心臓の障害である患者に関しては、非常に大きな数字になるかと思えますので、2時間以上かかる原因についてのコメントがあれば、お聞かせいただければと思います。以上、質問はこの2点です。

○宮本交通部参事官 田中委員からは、交通安全施設、特に標識の点検整備の状況と、予算状況等についての質問がありましたので、お答えします。

まず、点検整備の状況ですが、交通安全施設の点検整備については、交通安全施設管理要綱を定めまして、適正な管理及び運用に努めているところです。同要綱では、毎月1日を交通安全施設の一斉点検日に指定して、警察官が施設点検を行っているほか、警察官の日常の街頭活動を通じて点検を行っています。こうした点検結果のほか、地域住民の方々の要望や道路管理者からの通報に基づき、厳しい財政状況を踏まえながらも、補修の必要性、緊急性の高いところから順次補修をしているところです。

続きまして、予算状況についてですが、平成28年度予算は、国から補助をいただいて

行う事業が1,044万円、県単独事業が546万円の合計1,590万円で、県下で159本を新設、49本を補修しています。平成29年度は、国から補助をいただいて行う事業が985万6,000円、県単独事業が1,376万8,000円の合計2,362万4,000円の予算額を本議会に提出しています。新設、補修合わせて、平成29年度は362本を予定しています。このほか、交通規制の見直しなどにより撤去した標識を警察が保管して再利用したり、強風や交通事故により方向が曲がった標識は、警察官が現場で方向を修正するなど、予算のかからない形でも交通安全施設の維持管理に努めています。今後も交通安全を確保するため、点検整備をしっかりと実施したいと考えています。以上です。

○小出消防救急課長 田中委員より、搬送時間が非常に長い、2時間以上かかっているのが631件あるとご指摘いただきました。

平均搬送時間については、午前中にも説明しましたが、直近のデータで、平均が43分です。内訳を説明しますと、119番通報があつて自宅まで行く、現場の到着時間が約9分です。それで、現場に着いて病院が決まるまで、出発するまでの現場滞在の時間が約20分です。その後、現場から病院への到着の時間が約15分かかっています。県全体の内訳の平均としては、この時間がかかっていると。奈良県の特徴、搬送時間が長くかかっている原因は、この中の現場の滞在時間20分が他府県と比較して長いことが主な原因になるかと思います。ただ委員がおっしゃられたように、今、全体の搬送人員は奈良県で約6万人が年間搬送されていますが、そのうちの1%強が2時間以上かかっている状況にあります。データからはそのような状況です。以上です。

○田中委員 警察の交通標識ですが、宇陀地域は面積が広いので、調査も一斉点検もかなり大変かとは思いますが、ぜひ点検していただいて、わかりやすい標識をつくっていただきますようお願いしておきます。

それから、危機管理については、下北山村や天川村からなどになりますと、搬送時間が長引くのは、これはどうしようもない物理的なものですが、私にそういうお話をいただいたのは、何か受け入れ側へ救急車から相談されたら、なかなかオーケーもらいにくいという部分もあるようです。もちろん県立医科大学付属病院も必ず受けるということで、受け入れてはもらっているのですが、なかなか結論を出すのに時間がかかるようなことがあるようです。なぜかという部分については、医療政策部にもお尋ねしようと思っていますが、病院の中の対応の仕方、例えば、1つの診療科だけで対応し切れない患者

の症状があったら、なかなか対応しにくく時間がかかっているという部分もあるのかもしれませんが。その辺の実情については、あしたお尋ねしたいと思うのですが、いずれにしても、救急隊員が運んでいて、なかなか病院へ連れていけない、玄関へたどり着けないということについては、搬送している立場の方々からすれば、物すごく歯がゆい部分があるのだらうと思いますので、ぜひともこの内容についてできるだけ突っ込んで分析していただきますようお願いしておきます。

それから、午前中でいろいろ意見がありましたのが、監査制度についてです。私も以前に一般質問で、本会議場で監査制度について荒井知事にお尋ねしたことがあるのですが、私の持論で、自由民主党会派の意見では決してありませんが、監査制度そのものは議会に所属を変えるべきと、法律そのものから変えていくべきだと思っています。二元代表制で、理事者側と議会は別々のものだ。それで、議会の役割は何かと。チェックだと。チェック・アンド・バランスだということが言われて、2つの制度が成り立っているわけです。もともとから議会はチェックをする場だということになりますと、監査制度そのものも議会とともにあるべきだと思っています。先ほどから意見がありましたように、専門家の意見ですとか、常勤の監査委員が充実しているとか、理事者側に対してきちんと意見が言えるとか、そういうことを確立する必要があるのかという意見を持っています。同じ自治体でも、奈良県のようにこれだけの人数がいて大きな予算であれば、監査も充実しているのですが、県内にもあります1,000人未満の村や小さな行政体ですと、監査制度そのものも非常に脆弱です。これもあわせて監査制度の中でどうあるべきかということも規定して、具体的な監査のあり方を充実させていくという方向がいいのではないかと思います。現在の監査委員を新たに決めようという事柄について反対するという意味では決してありませんが、監査制度そのもののあり方は法律上ももう少し考えていただければいいという意見だけ申し上げておきます。以上です。

○岡副委員長 最初に、一つ意見を言わせていただきます。

先ほど来、議論になっています監査委員の件で、今、田中委員もおっしゃったように、私たちが監査をもう少ししっかりしたものにするということについては、基本的にはよいと思います。ただ、変な言い方になりますが、対費用効果というのか、先ほど金額をおっしゃいましたが、非常勤の場合が260万円、常勤ですと900万円、約1,000万円弱かかると。恐らくその他もろもろの費用を考えると、1,000万円前後かかるでしょう。民間の会社であれば、同じ1,000万円を使うのだったら、どういう人をどのように使っ

たらしいのかを当然考えるわけです。そうすると、例えば、非常勤を3人入れて、しっかりと手分けして監査を充実することも一つの考え方としてはあり得ると思うのです。今、非常勤と常勤の業務量や、どのように仕事をされているのかという実態を全て把握していませんので、何とも言えませんけれども、それらのことも十分勘案した上で、本当に非常勤ではない常勤がいるという理由をもう少し明確に伝わってくるように、ぜひ説明いただきたいと思います。意見だけにしておきます。これは本会議で採決されますけれども、今のところ、我々としても悩ましいという思いを持っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

3点ほど質問をします。

1つは、防災の件です。「平成29年度一般会計特別会計予算案の概要」、120ページ、県の防災体制強化のための計画策定・訓練の実施等で載っており、それに関連することです。結論からいいますと、女性の参加が言われてかなり久しいのですけれども、なかなかうまく進んでいないというのが私の印象です。一つの新聞記事をけさ見たのですけれども、このようなことが書いています。災害時の情報発信をテーマに報道機関やNGO関係者が話し合う研修会が先ほど熊本であり、そのときに人道支援団体からの報告で、先進国でありながら日本の災害支援はおくれている、特に女性への配慮が足りないという指摘があったようです。引き合いに出されたのが、国際赤十字などが提唱する人道支援の国際基準、すなわちスフィアスタンダードという基準ですけれども、避難所の居住空間や衛生面などについて弱者への配慮事項を細かく定めているが、日本の達成度は決して高くないという。例えば着がえや授乳をする場所がない、下着が干せない、怖くて夜のトイレには行けないなど、現場からのいろいろな災害の場面で避難者の方の声が上がっていると。避難所運営の中心に女性がいないわけではない、少ないということです。なかなか要望が反映されにくい環境にあるのではないかと。そこで、国は今、指針を作成して、避難所運営の際に女性に配慮するよう各自治体に求めているわけですけれども、地方防災会議の女性委員の割合を2020年に30%にする目標を掲げているようです。市町村防災会議で女性は7%、都道府県では13%にとどまっているのが現状であるという記事をけさ見たのですけれども、私ども、以前からこのことについてお願いしてきた経緯があります。今後、どのような大きな災害が起こるかわかりませんし、特に女性に対する配慮というのか、弱者に対する配慮も含めて、特に女性の声を防災会議等に反映し、現場でも女性の防災リーダーを育成することが非常に肝要ではないかと思いますが、その点についてお考えをおっしゃって

ください。

○辻知事公室次長（防災統括室長事務取扱） 防災会議の女性の登用についてと、避難所の運営についてもあるかと思えます。まず防災会議ですけれども、防災会議の委員と申しますのは、災害対策基本法で誰が委員になるかがかなり決まっています、ほかの委員会のように任意に選べるところもあるのですが、かなりの部分が充て職といいますか、機関が定まっています。充て職とは、具体的にいいましたら知事や教育長が委員になるということになっており、また、選出される機関を定めているところもあります。そうは申しませんが、なるべく女性を委員に選出できるように努力しているところです。例えば県の職員も委員になりますが、そこは県の女性幹部の人を委員に選出したり、自主防災組織を構成するものや学識経験者という枠組みがありますので、ここについては、なるべく女性の方を選出するようにしています。また、機関が決まっていますが、改選の依頼の際に、各機関の長に限定せずに女性役員や管理職等の推薦についてもお願いしますと、公明党の要望も踏まえまして、通知しているところです。今後も続けてまいります。

次に、避難所の運営です。

避難所は市町村が運営することになっており、主体の運営は市町村の職員と住民かと思っています。市町村の職員は、県の職員が加わったり他府県の方が来たりすることがありますので、そこにも女性の職員が参加すると。あと、住民から選ばれました代表が中心になって避難所を運営していくわけですが、これについては、県で避難所運営ガイドラインをつくっています。これは市町村の避難所運営のマニュアルのひな形となるもので、現行の中にも、避難所運営の責任者に女性を参画させ男女双方の声を反映するようという記載はあるのですが、ちょうど今、熊本地震を踏まえ、ガイドラインの改定をしています。そこで、国の指針も踏まえて、責任者や役員のうち女性を少なくとも3割にすることや、班の責任者は男女両方をお願いすることなどについて、ガイドラインを改定すべく作業を進めています。ガイドラインですので、これを市町村に見ていただき、市町村のマニュアルを改定してもらい平時のときは避難所運営の研修などがありますので、そこでまた、女性の意見を取り上げるようにしたいと考えています。以上です。

○岡副委員長 国が本格的にこのことについて、今、取り組みを始めているところだと思いますけれども、世界基準からいうと、日本は大変おくられているという指摘もあるようですので、本県においても、私は今のところ決して進んでいるとは感じません。まず当面の、3割という数字が国から出てくるようですけれども、それに向かって県がリーダーシップ

を発揮してお願いしたいと思います。このことについては、知事にも改めてお願いしようと思っておりますので、総括審査の中で質問事項に入れさせていただきます。

2点目、警察に質問をしたいと思います。

まず最初に、今回、新しい安心・安全確保のための奈良県基本計画をつくられて、いよいよ本格的に、治安のための一歩踏み込んだ県と警察がタッグを組んで取り組んでいくと。このことについて、私は本当にいい方向性だと思いますので、ぜひ連携しながら、皆さん方、安心安全な生活を営めるように、より一層の推進をよろしくお願いしたいと思います。

質問ですけれども、1つは、今回改正されています道路交通法の関係で、高齢者運転対策推進事業が「平成29年度一般会計特別会計予算案」126ページで、予算が組まれています。認知症対策として免許証更新時に認知症の方をどのように把握して、どのように指導していくのかだと思いますが、この辺についてどのように今後取り組んでいかれるのか、お尋ねしたいと思います。

○宮本交通部参事官 ただいま岡副委員長から、運転免許証を持つ認知症高齢者の対策と今後の見通しについてご質問をいただきましたので、お答えします。

道路交通法の一部を改正する法律が昨日、施行されました。このことにより、75歳以上の運転者に対しては、これまでの免許更新時における認知機能検査に加えて、信号無視や指定場所一時不停止など、一定の違反行為を行った場合には臨時認知機能検査を行うこととなりました。これに伴い、認知機能検査の結果を受けて、運転に不安を感じる高齢の運転者やその家族から運転適性相談の増加が見込まれますとともに、認知症に関する相談に対して専門的な見地から回答するなど、より適切に対応することが求められているところです。こうした状況を踏まえて県警察では、地域医療介護総合確保基金を活用して、認知機能検査や運転適性相談に関する業務に従事させます認知症に関する専門的な知識を有する保健師1名を採用する予算を本議会に提出しています。

なお、こうした専門的な知識を有する職員の配置の必要性については、昨年9月の議会において、大国議員からもご指摘をいただいていたところです。

加えて、高齢運転者等支援に係る事務を補助する業務に従事させる臨時職員1名を採用する予算案を提出しており、道路交通法改正に伴う高齢者運転対策に万全を期することとされているところです。

これらの職員については、高齢運転者等適性相談員と名称を定めて運用する予定としています。

県警察としては、高齢運転者等適性相談員による運転適性相談業務の充実を図るなど、高齢運転者対策については、継続的な取り組みを推進してまいりたいと考えています。以上です。

○岡副委員長 早速取り組んでいただきまして、具体的な方向性を示していただきました。ぜひ頑張ってもらいたいと思います。

ただ、蛇足になりますけれども、先ほど田中委員の発言の中にもあったのですが、走っていて私も最近ひやとしたことがあったのです。私は認知症ではなく大丈夫ですが、実は相手の方の車が飛んできました。恐らく向こうは、夕暮れ時だったのでセンターラインが薄くて見えなかったのでしょう。私が走っている車線のほうに向かってかなり寄ってきたわけで、気がついてよけてくれたので事故にはならなかったのですが、センターラインがよく見えないところが最近非常に多いように思います。財政課に、ぜひ聞いてほしいです。1,000万円そこそこの予算で安全を守ろうということやってくれていますけれども、こういうことは決してそのような大きな金額にはならないと思うのです。許される限り、県民の安全のためにも、予算をぜひもう少しふやしていただき、そして、早く安全対策ができるように、お願いをしておきたいと思います。

2点目ですが、奈良県においては、特殊詐欺というのですか、おれおれ詐欺から始まって、いまだにまだたくさんの被害が出ています。これは大変な、今、社会問題ともなっています。警察では一生懸命、いろいろなことに取り組んでもらっていることは承知していますけれども、私が思いますのに、全国に比べて、奈良県が被害が多いような気がするのです。数字を見ていませんので何とも言えませんが、今の特殊詐欺事件等、奈良県はどのような状態にあるのか。分析されているのか、背景や今後の犯罪の確率など、もしくは、どういう団体がどういう動きをしているのかなどです。その辺の背景が警察としては分析されて、どのような対策をこれからより一層やっていかなければならないと考えていらっしゃるのか。その辺についてお考えがあれば、教えていただきたいと思います。以上です。

○大久保生活安全部長 特殊詐欺の現状と今後の対策についてお尋ねですので、ご答弁申し上げます。

平成28年中の当県におけます特殊詐欺の認知件数は157件で、前年比80件増加、被害総額については、過去最高、最悪の5億4,000万円で、前年比で約2億2,500万円増加するなど大変厳しい状況にあります。一方、他県と比較しますと、認知件数は

多い順番で全国23番目になり、当県の人口規模からすればやや多いものの、全国的にも増加傾向にあることから、必ずしも当県が他県に比べて多いというわけではありません。

なお、本年2月末現在の認知件数は37件で、前年同期比で29件増加、被害総額についても約8,100万円で、前年同期比で約3,200万円増加しています。

検挙件数は、平成28年中は88件で、前年比で2件増加し、検挙人員も57人で、前年比で9人増加しています。本年2月末現在では検挙件数は35件で、前年同期比で21件増加し、検挙人員も12人で、前年同期比で3人増加しています。

特殊詐欺の特徴ですが、被害者の約8割が65歳以上の高齢者であり、手口は、市役所職員などに成り済まして医療費等還付金を受け取れると信じ込ませるもの、息子に成り済まして、あらゆる口実を設けてお金が要ると泣きつき被害者の心情につけ込むものなど、巧妙です。

県警察では、こうした状況を受けまして、被疑者の検挙はもとより被害者がだまされないための取り組みを強化しています。まず、被害発生時におけるマスコミへの積極的な広報をはじめ、平素から県警察のホームページや広報誌、FMラジオ等、各種広報媒体を活用して、被害防止対策を広く県民に情報発信しています。特に高齢者に対しては、老人会等での出前教室や民生児童委員と連携した訪問活動を行い、電話口、お金の話、それは詐欺、これをキャッチフレーズに、電話でお金の話が出れば疑い、家族や警察に相談してくださいと積極的な働きかけを行っています。

さらに、お金を送らせないための対策として、金融機関等で利用客への声かけの強化に努めており、高齢者が高額のお金を引き出す際、詐欺と思われる場合には、警察に通報していただき、警察官がすぐに臨場して被害防止措置をとっています。今後も引き続き各種機会を捉えた広報啓発活動や、高齢者に対する面接による注意喚起にあわせ、金融機関等との関係機関と連携して被害防止を図ってまいります。以上です。

○岡副委員長 今、数字で報告いただきました。本当にまだまだ大変な状況だということがよくわかります。

先日、テレビ番組の中で、どこかの市町村だったか県だったか忘れましたが、取り組みの話がありました。それは、過去に被害を受けたことのあるご家庭九千何軒かを、全部回ったという報道がありました。案外こういう事件は、彼らが持っているいろいろな名簿を頼りにやっているようです。だから、1回来たら次は必ず来ないということもないようで、だましたところへ、まただましに来るといふ繰り返しもあるようです。ですから、

今、話が出ましたように、過去に被害に遭った方々に対する見張りとか見守りを、この対策はもちろんやっただいていてと思いますが、これをしっかりしながら、特にだまされやすそうなご家庭、ひとり暮らしの方は特に怖いので、人手の問題もあると思いますけれども、できる限り訪問活動を強くやってほしいと。特に制服姿の警察官が地域を回るということは、ただ単に特殊詐欺防止だけではなくて、治安にも非常に大きな効果があるのです。限られた人数で仕事も大変でしょうけれども、できるだけ訪問は多くふやしてほしいと。パトカーもできるだけ回してほしいと思いますが、それについてのお考えがあれば、もう一度、お答えください。

○大久保生活安全部長 今、副委員長がおっしゃったように、警察官の姿を見せるというのは大変重要で、街頭活動を強化していますし、また、今申し上げましたように、高齢者宅に対する訪問活動も強化したいと考えています。以上です。

○清水委員 忘れていましたので、追加で質問します。

1点、資料の請求をしたいのですが、「平成29年度一般会計特別会計予算に関する説明書」の78ページから80ページの雑入一式のリストの提出を会派にお願いしたいと思っています。

それともう1点は、文書の開示請求の件ですけれども、開示請求を行った時点では文書不存在、ところが、その文書が存在していたという事実があった場合、法令解釈上、どういう対応をされるのかの2点だけよろしくお願いします。

○東総務課長 情報公開の開示請求のときに、開示請求があった時点で文書不存在で、その後文書があることがわかったという質問ですが、今まで県の場合はそういう事例がありません。今、国でそういうことがあったということが出ていますけれども、県では請求がありましたときに、原課と十分打ち合わせをして、調査をして開示していますので、万が一、ご指摘のように出てきた場合は、それに基づいて出せるものは出していくのが基本的な考え方です。以上です。

○清水委員 この資料はいただけるのですか。

○岡野財政課長 詳細な内容は相談して、出せるものは提出したいと思います。以上です。

○清水委員 よろしく申し上げます。以上です。

○森山委員長 ほかに発言ありませんか。

ほかに質問等がなければ、これをもって歳入、総務部、警察本部の審査を終わります。

明、3月14日火曜日は、午前10時より健康福祉部、こども・女性局、医療政策部、

産業・雇用振興部の審査を行います。

それでは、これで本日の会議を終わります。